

自由民権運動の勃興とその社会経済的背景

—— 明治維新政権の租税大収奪・政商資本育成策の強行 ——

The Outbreak of People's Movement for Democratic Rights
(Jiyu-min-ken) in 1874 and the Social & Economic Background

中 瀬 寿 一
Toshikazu Nakase

〔I〕はじめに

本研究は、以前に発表した拙稿「黎明期大阪の自由民権運動」（『大阪産業大学論集（大学開学20周年記念号）』1985年刊）や「大塩事件と自由民権運動（上・中・下）」（『科学と思想』第46～48号、82年10月～83年4月刊）、さらに拙著『住友財閥形成史研究』（大月書店1984年刊）につづくもので、このあとに「自由民権運動の生成・発展の歴史的展望」や「新たな官・財癒着、としての「政商資本の育成と財閥の形成」が通史的に叙述されることとなる。これは、その一環にすぎないことをお断わりし、今後の一層の御批判・御教示をお願いしたいと思う。

〔II〕最初のブルジョア民主主義革命闘争としての自由民権運動の勃興

—— 1873（明治6）年末の海南義社、幸福安全社創設から、翌年1月の愛国公党の組織化、民撰議院設立建白書の提出へ ——

すでに1873（明治6）年11月に、旧土佐藩士が東京品川大井の山内容堂の墓前で海南義社を結成し（谷重喜、片岡健吉・林有造その他）、板垣退助、後藤象二郎らも同じ11月、東京銀座3丁目で幸福安全社を創設し、愛国公党の前身となったことが最近明らかになりつつある（外崎光広『土佐自由民権年表』1972年中村市教育委員会刊、P. 1 その他参照）。

この点、今後の一層の研究の発展に期待したいが、従来『自由党史』（板垣退助監修、宇田友猪・和田三郎編、1910＝明治43年刊）では、次のとおり翌1874（明治7）年1月、愛国公党の組織化とあい前後して、幸福安全社が設立されたかのように記されていたのであった——。

板垣、後藤、副島、江藤の四前参議は、小室、古澤及び曩に東京府知事たりし由利公正、曩に大蔵大頭たりし岡本健三郎等と相会し、一方に民撰議院の建白を為すと俱に、一方に一大政黨を興して民間の輿論を喚起せんと欲し、先づ同志集会の場を設けんが為め、京橋区銀座三丁目に一の倶楽部を創立せり、称して幸福安全社と云ふ。福井県人蒔田魯之を管し、而して由利は其都人小笠原某等数名を誘ふて来り、小室は井上高格等を誘ふて来り、其他松山の長屋忠明、土佐の福岡孝弟、奥宮槌斎、坂崎斌等加盟する者多し、因て之を團結して愛国公党なる一政黨を組織す。其本誓に曰く。

一天の斯民を生ずるや、之に附興するに一定動かすへからざるの通義權利を以てす。斯の通義權利なる

昭和62年4月27日原稿受理

大阪産業大学 経営学部

ものは、天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奪するを得ざる者なり。然るに世運の未だ全く開けざるや、人民動もすれば斯の本然の通義権理を保全し能はざる者あり、況や我国は数百年来封建武断の制其民を奴隷にせし余弊、未だ全く割除せざるをや。苟も是に由て改めざれば、我国威の揚り我国人の富むを欲するも、豈に得べけんや。我輩一片の至誠、愛国の心火に此に發憤するあり、乃ち同志の士と相誓ひ以て我人民の通義権理を主張し、以て其天賜を保全せんと欲す。即ち君を愛し国を愛するの道なり。

一我輩已に愛君愛国一片至誠の上より發憤し來りて、斯の人民の通義権理を主張保全せんと欲す。然るに之を為すの道は、即ち我天皇陛下の御誓文の旨意を、奉戴し造次顛沛、徹上徹下、唯だ斯の公論公議を以てし、常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ。

一我輩が斯の政府を視ること、斯の人民の為め設くる所の政府と看做すより他なかるべし。而して我党の目的は、唯だ斯の人民の通義権理を保全主張し、以て斯の人民をして自主自由、独立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已。是則ち君主人民の間融然一体ならしめ、其の禍福緩急を分ち、以て我日本帝國を維持昌盛ならしむるの道なり。

一我輩斯の通義権理を主張せんと欲する者は、亜細亞洲中の首唱にして、固より天下の大業なり、之を期すること尋常歲月の功を以てすることを得ず。故に我党の士は常に宜しく其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚、百挫千折するも、敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心、不拔の志我輩終生の力、勉焉として唯だ斯の通義権理を保護主張するに竭盡し、死に之くも他なきを要すべし。於是遂に調印相誓ふ者如左。

(青木文庫版、1955年刊P83~85)

これについて『伯爵後藤象二郎』(大町桂月著、1914年刊)でも、次のように書かれていた

「伯等は、銀座街頭に愛国公党の倶楽部を設け、名づけて幸福安全社といふ。福井県人蒔田魯、之を管し、由利(注。公正)は其郷人小笠原某等数名を誘ひ來り、小室(注。信夫)は井上高格等を誘ひ來り、松山の長屋忠明も來り、土佐人は福岡孝弟、奥宮礎齋、坂崎斌(紫瀾)等、加盟する者多く、兎も角一政党を形作り」(P. 467)

また海南義社(とくにその武力主義的性格)と「民撰議院設立建白書提出の母体、としての愛国公党との関連について、内藤正中教授の力作『自由民権運動の研究』(青木書店、1964年刊)でも、次のようにとらえられていた――。

海南義社は、征韓論に敗れた西郷ら五参議の下野につづいて辞職した高知県出身軍人により、東京で設立された。その『盟約趣意書』(植木枝盛「立志社始末記要」――『史学雑誌』65編1号P. 64)には、「一旦緩急有事の際、内ハ皇國ヲ愛護シ、外ハ強禦ヲ捍ギ、全力ヲ以テ用ヲ相為スハ吾輩有志者平生ノ義務ナリ」とし、『諸事必ラス相共ニ商議シ、相共ニ進退アランコトヲ是レ望ム』ために盟約したことを明らかにしている。署名者は、元陸軍大佐佐谷重喜、同少佐岩崎長名ら五名、海軍中佐片岡健吉、外務省出仕林有造であり、『社中諸般ノ事、因ヨリ衆議ヲ尽スト雖モ、論決スルハ従前少佐又ハ同官相当以上ノ任ニアルベシ』(第一条)、『此社中ノ者ハ諸事已レヨリ上任ノ者ニ服従スルハ勿論』(第五条)とあるごとく、署名者らが絶対的に支配する結社である。かれらは東京に本部をおき、高知県在住の有志と連絡をとりつつ、一朝有事に備えていたわけである。

海南義社がいう『全力ヲ以テ用ヲ相為ス』が、具体的には武力によるものであることは、結社内における軍隊的階級性の堅持からしても想像に難くない。したがって、ここでの政府反対派――海南義社を支えるものは、有志の結合と武力の結集にあったとすることができるであろう。そのかぎりにおいて、建白直前の7年1月14日夜、赤坂喰違に右大臣岩倉具視を襲撃した9人の高知県士族と、さほどの距離があったとは思われない。かれら9人は、いずれも征韓論敗北後に官を辞したものであり、あるいは片岡、林らの海南義社の社員であったかもしれない。1月14日に襲撃したということは、1月12日の『愛国公党本誓』に、片岡、林らの幹部が参加したことにたいする反発とみられないであろうか。それはともあれ、『諸事必ラス相共ニ進退』と盟約したにもかかわらず、海南義社の一部が愛国公党結成に参加し、かつ主導をとったことは、海南義社の分裂を意味している。その後海南義社についての資料が発見されていない

ことを考慮すれば、直接行動が民撰議院建白かをめぐって、12月下旬から一月初旬にかけて分裂をして解体したものと考えることができる。

海南義社員のうち、洋行経験者の片岡、林が、板垣、後藤、そして古沢、岡本らと協議することによって、建白書提出の母体、宣伝活動推進の組織体として新たに結成したものが愛国公党である。(P. 38～39)

いずれにしても、こうして1874(明治7)年1月12日に、東京(副島種臣邸)で板垣退助らによって愛国公党が組織され(「本誓署名の式」挙行)、同17日古沢迂郎(滋)・岡本健三郎・小室信夫・由利公正・江藤新平、板垣退助・後藤象二郎・副島種臣ら7人の連署によって民撰議院設立建白書が左院に提出されるにいたり、これを契機に、周知のとおり自由民権運動の幕が切っておとされることとなるわけであった。

臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人民を保つと云はざるにあらず、而も政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出つ、言路壅蔽、困苦告るなし、夫れ如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る、因循改めず、恐くは国家土崩の勢を致さん、臣等愛国の情自ら止む能はず、即ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張る在るのみ、天下の公議を張るは、民撰議院を立つるに在るのみ、即ち有司の権限る所あつて、而して上下安全、其の幸福を受る者あらん。請ふ遂に之を陳せん。

この名セリフではじまる「建白書」は英国留学から帰国したばかりの古沢滋が、最初英文で書いて日本語に翻訳し、それを副島種臣が手を入れ、奥宮慥齋(のちの大逆事件の犠牲者＝奥宮健之の父で、天保6＝1835年当時すでに大塩平八郎を深く尊敬し、「今より後天下人なしと云へからず」と、その日記『乙未日録』に書きしるしたほどの土佐の陽明学者で、その門下から長岡謙吉や島本仲道・中尾捨吉、土居通豫、中江篤介らを輩出した)も、維新の変革過程でジグザグの思想的転換をとげ、愛国公党のメンバー、「建白書」の「文章の修正潤色」(絲屋寿雄『自由民権の先駆者』大月書店1981年刊P. 18)者となった、と考えられる。

前掲の『伯爵後藤象二郎』も、次のように記している――。

「1月に至り板垣は其股肱たる片岡健吉、林有造に向って民選議院の建白をなさむことを勧む。……板垣は更に伯(注、後藤象二郎)に説き、共にその首唱者たらむことを勧む。伯、手を拍って善と称し、古沢・小室を板垣に紹介し、終に辞職参議一同の責任として其実行を期せむとて、之を副島・江藤に謀る。二人之を諾す。前東京府知事由利公正も亦盟に加はる。1月12日の夜、一同副島の邸に会し、愛国公党本誓に記名調印せり。これ実に東洋に在りては、破天荒の挙にして政党組織の嚆矢也。……翌13日、伯と島本仲道の許へ、特に江藤より其発途を告げ来る。伯は島本と共に、之を横浜に送りて袂を分ちけるが、これ江藤との永訣なりき。……14日喧嘩の変あり。又その翌15日雪ふる。この夜同志會を冒して伯の邸に会す。土佐の儒者奥宮慥齋も其席に加はる。古沢の起草に係る民選議院設立の建白に就き、副島・板垣等互に意見を提出し、18日、……8人の連署を以て、民選議院設立の建白書を左院に提出せり。(P. 443～446)

同18日には、ジョン・レディ・ブラック(英国人)が東京銀座で発行していた日刊紙『日新真事誌』に発表されて、大きな反響をよんだ。さっそく加藤弘之が時期尚早論をととなえ、馬城台二郎(大井憲太郎)らが加藤に鋭い批判をあげせ、論争はみるみるひろがっていった。

この民撰議院設立建白書の歴史的意義について、内藤正中教授の前掲書『自由民権運動の研究』が、次のように4点にわたって指摘していたことは周知のとおりであろう――。

①「かれらは少なくとも人民的立場から改革しようとした。改革の内容を論ずることにより、改革しようとしたことそれ自体の意義を抹消することは許されない。すでに左院には、建白書よりすぐれた内容をもつ民撰議院案が成文化されていた。だがそれは、『時期尚早』を理由に実現がはばまれていたのである。民撰議院の設立を拒否する有司専制政府に対して、早期開設を要求し、政治制度の変更を求めたことは、そのかぎりにおいて積極的役割をになう。それは遠山茂樹氏が指摘する『絶対主義の下からの裏付けという場合でも、それが人民的立場に立つ限り、ある限界内ではあっても、上の強制にたいする下の自主の対抗であるし、対抗である限り、対抗の自然的過程の中で、絶対主義の裏付けがその否定に転化するか、少くとも、革命的思想の母胎となることはできるのである』(遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」――明治史料研究連絡会編『近代思想の形成』所収P. 90)という民権論の本質でもある。」

②「政治改革を要求する公開の文書として、建白書が明らかにされ、主観的意図はともあれ、客観的には民撰議院設立の大衆的関心を喚起することになった。『新聞自身もまた『江湖の瑣話を録する』一般的な性格から、『論難攻撃の媒』に質的变化を遂げ、ここにはじめて、明治前期の新聞を特徴づける『政論新聞』として、みずからを発展させていくことになるのであった。政治の大衆媒体としての新聞が位置づけられ、政論新聞たるの役割をあたえられたことは、民撰議院論争の過程で、『無名』の大井憲太郎の登場を可能とさせ、大井自身のすぐれた政治論を展開させるとともに、論争の深化と発展をもたらすことができたのである。それだけではない。いわゆる生成期民権運動を特徴づける『民権派新聞雑誌』の創刊をうながし、大衆的国民運動としての10年代における自由民権運動の発展を培養する広範な土壌をつくりだすことになる。」

③「租税納入義務に対応する権利としての参政の所以を明らかにしたこと、士族とともに地主ブルジョアジーの政治参加が、『天下ノ通論』として明確にさせられたことは、有産者参政思想の萌芽とみななければならない。「それは、限定をもつとはいえ、従来封建的秩序にもとづく身分制支配に対する改革、一定のブルジョアの進歩を表明した意義をになうことになる。したがってこの段階で、全人民に対する普通選挙を要求せず、地主ブルジョアジーに限定したことだけを否定的に強調する説は、いかにも性急であるし、そうした評価を前提とすれば、国会開設運動の性格も正しく解明できないであろう。」

④「建白は、政府をして一時中断していた憲法および議院制度の調査研究を復活させ、7年5月2日には、地方官会議を新たに設けることを明らかにさせた。それは『一個の官撰議院』ではあるが、『民間有志者』には、『眼前に国会の偽物を見て、益々深く真正の公議制度を憧憬』する結果をもたらした。さらに7年から8年にかけての政治情勢の急激な推移のなかで、8年2月の大阪会議、その結果でもある4月14日の『漸次に国家立憲の政体を立て』る詔勅など、建白書の趣旨にそう一連の政府側譲歩を余儀なくさせていったのである。とりわけ詔勅は、元老院、大審院の設置、地方官会議の開設を実現させるとともに、10年代の自由民権運動における国会開設と憲法制定要求に、ひとつの有力な根拠をあたえることになるのであった。」(P. 35~37)

だが、色川大吉教授が『自由民権』(岩波新書1981年刊)において、この民撰議院設立建白書の評価にかんし、次のような鋭い疑問を投げかけられていることも指摘しておく必要があるであろう――。

『民撰議院設立建白書』が発表されたのは1874年(明治7)1月のことであった。これは板垣退助、江藤新平ら4人の下野参議と古沢滋、小室信夫らをふくむ8人の士族の連名によってなされ、民権運動の幕を切って落した画期的なものと評価されてきた。

しかし、私はこれを過大に評価することに賛成できない。なぜなら板垣たちはこの建白によって、国民の自由平等な政治参加を求めたのではなく、一部『維新の功臣』を出した『士族及び豪家の農商』に資格を限ると主張していたからである。それは幕末以来の公議論思想の延長ともいえる。表現はイギリスの立憲制の言葉を借りていても『五箇条ノ誓文』(『万機公論ニ決スベシ』)の趣旨と異なるものではなかった。

だから大久保独裁の明治政府は、翌75年（明治8年）4月、漸次に立憲制を施くべしとの詔を発して木戸、板垣らを入閣させ、さらに6月、民撰議院に代わる地方官会議を開いて、不平士族や豪農らをなだめようとしたのである。だが、その政府の約束は一方での讒謗律、新聞紙条例などによる言論の弾圧、他方での江藤新平らのあいつぐ士族反乱によって棚あげにされた。」（P. 12）

〔Ⅲ〕 歴史的用語「民権」のルーツにかんする若干の史的考察

1. 箕作麟祥、droit civil を「民権」と翻訳、激論を招く

「民権、あるいは「自由民権」の歴史的用語が、いつ頃から誰によって使われだしたのか、そのルーツを正確に明らかにしえないが、近代日本における洋学の先駆者としての箕作麟祥が「民権」と翻訳したケースを、まずみておくことにしよう。

幕末の弘化3（1846）年7月、江戸の津山藩屋敷で生れた箕作麟祥（貞一郎）は、安政4（1857）年頃、藤森天山や安積良斎に漢学を学び、「家庭ニテ蘭学ヲ修メ」（『箕作麟祥君年譜』1907年刊、P. 6）、のち蕃書調所で「教授神田孝平に就きて数学を学」び、「中浜万次郎に就きて、英学を攻めて業大に進めり」（『箕作麟祥君伝』1907年刊、P3~4）。そして文久1（1861）年には、はやくも幕府から蕃書調所英学教授手伝並出役を命ぜられ、同3（1863）年箕作阮甫が没するや家督を相続し、開成所教授見習となっている。翌元治1（1864）年10月には外国奉所支配翻訳御用頭取に任命され（手当年金15両）、「福沢諭吉・福地源一郎等と英文翻訳に従事した」（同P. 23）。やがて、幕末の押しつまる慶応2（1866）年には仏学を修め、3（1867）年正月、パリの万国博覧会参加のため徳川昭武に随行して洪沢栄一らとともに渡仏し、翻訳の任にあたった。

こうして1868（明治1）年2月に帰国した箕作麟祥は、6月に開成所の御用掛となり、7月に大阪出張、舎密局出勤を命ぜられ、ついで10月、伊藤俊介（博文）兵庫県令のもとで御用掛に任命され、神戸洋学校を創設、神田孝平とともにその教授となった。そして翌69（明治2）年上京、翻訳御用掛に任命され（別段手当月金50両）、フランス法典の翻訳に従事する一方、家塾をひらき、大島益三郎（貞益）、中江篤介（兆民）、大井憲太郎らをはじめ約150人の弟子を教えたが、1870（明治3）年には民法編纂会議が発足し、箕作がドロワ・シビル（droit civil）を、「民権」と訳して会議に提出、激論を招いた——これが「民権」という用語使用の最初だ、といわれているのである。

これにかんし、『箕作麟祥君伝』（大槻文彦著、1907年丸善発行）も、次のように書いている——。

是より先き明治二年麟祥君、大学南校にありし頃政府より、仏蘭西刑法の翻訳を命ぜられて成り、尋て民法商法、訴訟法、治罪法、憲法などをも訳して成り、而して、文部省にて、之を開板せり、是れ邦人が仏蘭西法律の如何なるものなるかを知れる初なり、然れども書中、誤訳も少からざりき、当時法律学未だ開けず、麟祥君、未だ其学を知らず、註釈書なく、辞書なく、教師なく、難解の文に、非常に苦辛し、我が国人の思想になき事多ければ、例の如く、訳語なきに因却し、漢学者に聞けとも答ふる者なく、新に作れば、さる熟語はなしとて、人は許さず、権利義務の訳語の如きは、支那訳の萬國公法に「ライト」「オブリゲーション」を訳してありしより取りしかど、其他、動産不動産、義務相殺又は未必条件などいふ語等凡そ法律の訳語は、皆麟祥君が困苦して新作せしものにて、殊に治罪法などいふ語は苦辛の後に成れるものなりと云ふ

明治三年、太政官の制度局に、江藤新平、中辨たりしが麟祥君、民法を二葉、若しくは三葉訳して成れば直ちに之を会議に附せり、是れ、民法編纂会の嚆矢なり、当時麟祥君「ドロワ、シビル」と云ふ語を民

権と訳せしに、民に権ありとは如何なる義ぞなど云ふ論起りて、麟祥君、口を極めて弁解せしかと議論烈し、幸に、会長江藤新平、弁明して、辛うして会議を通じたりと云ふ

2. 岩倉具視らの欧米視察団、『米欧回覧実記』において、パリ・コミューンを『民党蜂起、民権ノ騒乱、とはげしく非難』

一方、1871（明治4）年末に欧米に派遣された岩倉具視らの視察団が、パリ・コミューン鎮圧直後の72（同5）年11月パリを訪れ、翌73（同6）年にかけてフランスにおける『民党蜂起』と『民権ノ騒乱』、さらに『過激民党』^{レッド・レボリューション}を眼の前に見聞してその恐怖感をなまなましくえがいているのをおとすことができない。そして新政府の指導者として鎮圧者チュール大統領に大きな賛辞を送り、やがてきたるべき日本における民権運動の高揚に対する『予防的の反革命』、断行の決意を強く固めて帰国しているのが推察される。

げんにその『米欧回覧実記』において、大きな恐怖をもって『民権』、『民党』、そして『賊徒』の言葉が次のとおり使用されているのが注目される――。

「路易十四世ノ威權マテハ、王權隆盛ノ極点ニ上レリ、文明日ニ開ケ、下民其压制ニタユル能ハス、一千七百八十九年ニ至リ、過激ナル民党蜂起シ、国王路易十六世ニ逼リ、立憲政体ヲ定メ、封建ノ制ヲ敗リ、貴族ヲ廢シ、寺領ヲ没入シ、同九十三年路易十六世ヲ死刑ニ行ヒ、全国瓦解トナレリ、拿破侖「ボナパルテ」ナルモノ、匹夫ニ起リ、此勢ニ乗シ、民党政府ヲ籠絡シ、民権論ノ独逸各国ニ波及セルヲ幸ヒニ、兵威ヲ以テ封建ノ各国ヲ摧破シ、漸ク人望ヲ収メ、一千八百〇四年、仏帝ノ位ニ上リ、一時ノ勢焰ハ、殆ト歐洲ヲ并合セントセリ、是ニテ歐洲各国、封建ノ制、次第ニ破壊トナリタリ、是ヲ仏朗西革命ノ乱トイフ、日耳曼ノ聯邦、漸ニ立憲政治ニ変ス、一千八百十五年拿破侖ヲ敗レシヨリ、三十三年間ハ、又王国ノ治ヲナセシニ一千八百四十八年、再ヒ民権ノ騒乱起リ、其波動ハ隣邦ニ及ヒ、以太利聯邦モ、終ニ一千八百六十年ニ、一統ニ歸シ、奥國ノ封建殘夢ヲツ、キシモ一千八百六十七年ノ改革ニテ、全ク立憲ノ体ニツキ、今日ノ歐洲ヲナスニ至リシハ、皆仏國實ニ其運ヲ開キタルモノナリ、是ヲ再度仏朗西革命ノ乱トイフ、仏國ハ人心ノ協和ヲ保ツト難ク、八十年ノ間、国制六たび改マリ去年ヨリ又合衆政府ヲ設ケタレトモ、人民ハ数党ヲ分チ、王党、拿破侖党、共和政治党、及ヒ「コンミュン」ト名ケル、過激民党アリ、人氣剛厲ニテ、国内亂熾安カラズ、統馭ノ其人ヲ得レハ、勢威四隣ニ振フ、稍寛慢ナレハ、内訌沸起スルコト、仏國ノ情態ナリ」（岩波文庫版〔三〕P. 23）

「其後『コンミュン』ノ乱トテ、国内ニ一揆起リテ、政府ニ抵抗シ、府中ノ大乱トナリ、其時ニ民党ノ一揆トモ、此門ニ大砲ヲ上セテ砲台トナシテ、北ニ向ヒテ「ウェルサイル」「モンワレヤン」ヲ射テ拒戦ナシタル故ニ、政府ヨリ巴ヲ得ス、砲ヲ打掛ケテ之ヲ攘ヒ退ケタリ、此時ニ北方ノ一面毀傷セルヲ以テ、当時ハ修復中ナリケリ、〇門内ニ螺旋ノ階アリテ、門頂ニ上ルヘシ、此ニ登リテ一臨スレハ、巴黎府中ノ地、ミナ森森トシテ指點ノ下ニ環拱シ、米ヲ聚メルカ如ク、大都ノ繁華ヲ領略スヘシ」（同P. 43）

「往時『コンミュン』ノ乱ニ、賊ヨリ小銃ヲ打掛ケ、乱妨ヲナシ、其彈丸ニテ碎カレ、今ハ廢物トナリテ、壁ニカケタルアリ、前年仏國ノ乱ハ、普軍ノ禍ヨリ、『コンミュン』ノ禍ヒ尤モ猛ナリ、文明ノ國モ、中等以下ノ人民ニ至リテハ、猶冥頑ニシテ驚愕ナルヲ免カレス、西洋各国、上下ニ通シ風俗美ナリト謂ハ、亦大ナル誤リナリ」（P. 141）

こうして憧れの欧米文明諸国といえども、「中等以下ノ人民ニ至リテハ、猶冥頑」で、「西洋各国、上下ニ通シ風俗美ナリト謂ハ、亦大ナル誤リナリ」と断じられ、「今ノ大統領『チュール』君ノ意見ニテ、周州ニ土壁ヲ築キ、今ニ嚴在ス、先年「コンミュン」ノ乱ニハ、大ニ防禦ノ功ヲ顯シタリ、平時ハ此壁門ニ閔ヲオキ、府内へ輸入商品ハ、皆税ヲ課ス、入府ノ商品ニ税ヲ課スルハ、只巴黎アルノミ」（同P. 44）とチュール仏大統領の人民に対する弾圧政策にはやくも大きな共鳴がよせられた（まだほんの数年前に、幕府を打倒したばかりの新米でありなが

ら)。しかも新政権の支配層として、そうした民衆への弾圧と懐柔政策を国際的に学ぶ必要が切実に本能的に痛感され、さらにそれが日本における自由民権運動の生成・発展と高揚よりも以前にすでに予見され、上からの「文明開花」、「殖産興業」、「富国強兵」政策の推進と同時に、下からの民衆の高揚に対してアメとムチをもってのぞむ方針がいちはやく模索されつつあったことは、きわめて興味深く決して忘れてはならないであろう。

したがって、この時期の岩倉視察団の欧米派遣とその帰国（明治4年11月～同6年9月）こそは、明治維新政権の、いちおうの反幕藩制的・進歩的側面から、自己の主導のもとに上からの「文明開化」を強制しつつ、民衆の下からの発展に大きなブレーキをかけ、弾圧・懐柔をくり返す保守的ないし反動的側面への転換——を画期づける分水嶺の役割をはたすものであった、といわなければならないのである。

3. 竹中邦香の『民権大意（上・下）』の思想的特色

次に、大阪その他における自由民権運動勃興前後の民権思想を端的にしめすものとして、1874年（明治7）年1月に官許され、3月に刻成された竹中邦香著述の『民権大意（上・下）』を考察しておこう（なお、この書物は、兵庫県立篠山鳳明高校内の篠山青山文庫の所蔵で、この文庫には、幕末維新期の文明開化状況をしめす数多くの貴重な文献が所蔵されており、竹橋事件参加者の新家伸吉や自由民権家・法貴発を生む思想的風土が明らかとなる。私も1982年末久保在久氏やゼミ学生とともに調査し、大きな感銘をうけたことを付記しておきたい）。この『民権大意』は、大阪の柳原喜兵衛（心斎橋北久太郎町北）や書籍会社（本町心斎橋東）、書林会社（安土町心斎橋東）、そして京都の村上勘兵衛（東洞院三条上ル）、辻本仁兵衛（三条柳馬場東）、大谷仁兵衛（三条御幸町角）、さらに東京の稲田佐兵衛（日本橋通一丁目）、村上勘兵衛出店（日本橋川瀬石町角）などの書店によって発売されたもので、はやくも1873（同6）年末に竹中が前田利罔によせた同書の献辞では、天賦人權論的立場から次のように書かれている——。

天ノ此民ヲ生スルヤ必ス授クルニ靈妙不測ノ精神ヲ以テス、苟モ此精神ヲ稟レハ亦必ス授ルニ不羈自由ノ權利ヲ以テス、是地球同一千古不拔ノ確論タリ

しかしながら、王政復古論の立場から、

皇國中葉

朝憲一タヒ弛リ豪族政ヲ為シヨリ生殺威ニ信セ刑賞勢ニ任シ從テ民ノ權利地ニ委ス、而シテ人民此賦制ニ慣習スル了數百年、復タ之ヲ恠ム者ナシ、今ヤ

皇政古ニ帰シ紀綱新ニ張ルニ及テ百廢皆舉ル、其由テ起ル所ノ意悉ク此權利ヲ保護スルノ外ニ出ル了ナシ……

一友ト人民權利ノ事ニ就キ論スル所アリ、書シテ以テ一冊子トナシ之ヲ篋底ニ韞ム

以テ憐ム所ノ民ヲシテ權利ノ一隅ヲ知ラシムル了ヲ得ハ、吾ニ邦香ノ幸甚ノミナラス亦人民ノ幸ナリ」

と論ぜられ、「父母ノ国ノ民最モ憐ムヘシ」という観点から書かれているところに、この『民権大意』の歴史的限界と特徴があった、とみられる。それでも、巻上の本文に入ると、まず人民の自由権とその義務や分限についてとりあげ、次のように「自由ノ權利ニ制限アル事ナシ」と論じられている——。

近ゴロ諸家ノ翻訳書ヲ讀ミ。人民ニ自由ノ權利ト言フ了アルヲ知り。又政府ハ此權利ヲ保護スベキ義務アル了ヲ知ラレタルガ。其人民自由ノ權利ニ分限アルベシトノ尋ヲ蒙リ。至極感佩セリ。付テハ今更贅言スルモ。鐵面皮ナレドモ。先ヅ根元ヨリ話スベシ。抑人ト言フモノハ。生ル、時。天ヨリ靈妙不測ノ精神才智ヲ授ケ玉ヒテ。……其心ニ於テ一身ノ為メニ欲スル所ノ事ハ。必ズ之ヲ為サントスルノ情ハ。千萬人ト誰モ皆同ジキナリ。故ニ若シ其為ントスル了ヲ。他人ノ為メニ拘束制縛セラル、了アレバ。必ズ之ヲ避ントスルノ情モ。亦千萬人ト誰モ皆同ジキナリ。此ノ如ナレバ人々ハ己レ一身ノ事ニ於テハ。自由ノ權利ニ制限アル了ナシ。担人ト實際スル上ニ於テ。始メテ分限ヲ生スルナリ。

だが、人との交際においては、このように自由の権利の限界がとりあげられ、

元来人々今日生活スルニ。貴賤上下貧富賢愚ノ別アリト雖モ。其初メテ生ル、時。天ヨリ授ケラレタル。不羈獨立ヲ好ムノ情ニ於テハ。決シテ區別アル了ナシ。故ニ人ノ自由ハ均一ナルモノニテ。他人ノ自由ヲ妨ルノ權利ハ毫モ無キモノナリ。若シ己レノ權利を振ヒ過ギテ。他人ノ權利ヲ侵ス時ハ。之レ自由ノ權利ヲ振フモノニアラズ。暴戻ノ罪人ト言フベキナリ。

と、きびしく批判されている（だが、「貴賤上下、貧富」の差別は肯定されている）。

つぎに「自由、の権利が具体的に明らかにされ、

「或ハ物産ヲ興シテ国益ヲ計リ。或ハ貿易ヲ為シテ。家財ヲ富マシ。或ハ学者トナリテ人ヲ教ヘ。或ハ人ニ備ハレテ。雇錢ヲ取ル等。其他好ム所ノ男女夫婦トナリ。願フ所ノ地ニ住居ヲ移ス等ノ事ヨリシテ。花ヲ見。月ヲ賞シ。茶ヲ喫シ。煙ヲ吸フニ至ルマデ。前ニ述ル所ノ。他人ノ權利ヲ侵サズ。風俗ヲ破ラズ条理ヲ紊ササル事ハ。為シテ咎ムル者ハ。決シテ無キ筈ナリ。」

として「人民ニハケ様ニ結構ナル權利ヲ。天ヨリ授ケラレテアルニ。唯今マデノ人民ハ。何ガ故ニ此權利ヲ振フ事ヲ得ザリシゾト尋ヌルニ。全ク政治ノ悪カリシ故ナリ」と悪政がきびしく批判されているのである。

さらに人民の束縛政治打破（＝抵抗権・革命権）の思想がとりあげられ、人民が「自由、を要望する根底に「幸福、と「安全、への祈願がある、として次のように論じられているのも注目にあたいする――。

民者は是國之本ナド言フ論ハ。曾テ無リシ了ト見ヘタレバ。マシテ人民ノ自由ナド、ハ。思ヒモ寄ラヌ事ナルベシ。……豪族政治ハ。此ノ如ク人民ノ權利ヲ束縛セシナレドモ。又其權利ヲ。地ヲ私フテ無キ様ニモ。成シ得ザリシナリ。其子細ハ原ト是ノ權利ハ。天授ニテ。人作ニアラザルガ故ニ。今日ノ勢ヒ止ムヲ得ズシテ。束縛ノ政治ヲ卒抱シテ受ルナレドモ。最早堪ヘ難キ場合ニ至テハ。人民一同誰發意トナク申合セ。此束縛ノ甚キ所ヲ打破ラントセシ了。近世間々其例アルヲ以テ知ルベシ。
爰ニ人民ノ最も知ラザルヲ得ザル第一義アリ。抑人ノ此ノ自由ヲ希フ所ハ。何ガ為メナルゾト問フニ。已レガ幸福ヲ得。已レガ安全ヲ祈ルヨリ外ナラズ。」

そして、政府が、人民の「幸福安全のための世話役、としてとらえられ、

「能ク道理ノ分タル人ヲ頼ミ。人民一般不公平ノ事ナク。互ニ我が持前ダケノ。幸福安全ヲ得ルヤウニ世話ヲシテ貫ヒタシト。人民ヨリ願フガ故ニ。其世話ヲスル為メニ政府ト云フモノヲ立タルナリ。サルカラニ能ク此趣意ニ適フヤウニ世話ヲスル政府コソ。真ノ政府ト名クベシ。幕府時分ノ如ク人民ノ權利ヲ束縛セル。豪族政治ハ。政府ニハ非ラズ。數百年ノ間カノ弱キ人民ガ。力ノ強キ幕府及ビ諸大名ニ厭倒サレテ居タリシナリ。」

と論じられているのも注目すべきところであろう。

だが、王政復古＝天皇中心主義の立場から、日本＝朝廷所有物論、幕府・大名＝強盗論が展開され、その転向論的特質がやがて顕著になっていくのは、まことに残念といわなければならない。

國ハ原ト誰ノ所有ゾト言ヘバ。朝廷ノ所有ナリ。世ニ所有主ノアル品ヲ其主ノ許ヲモ受ケズ。奪ヒタルナラバ。必ズ強盜ト云フベシ。畢竟國ヤ郡ハ倉ヘモ入レズ。封ヲモ付ケズニアリシモノニテ。又其奪ヒ方モ。余リ甚シキニ過タレバ。却テ強盜トモ名ヅケザリシマデノ了ニテ。道理ニ於テハ。強盜ト異ナル了ナシ。サレバ其大名ノ禄ヲ受タル昔ノ士ハ。強盜ノ配分ヲ貰ヒタルガ如ク。又其大名ノ用達ナドヲ為テ。金ヲ借付物産ヲ取扱ヒ。扶持米ヲ取タル等ハ。強盜ノ贓品ヲ捌テ。手間料ヲ食タルガ如シ。

それでも政府＝人民委任の惣代・世話役論が打ち出され、憲法＝人民との契約論にもとづく立憲政体が次のとおりめざされているのは先駆的であり、きわめて興味深い――。

「故ニ兼テ人民ヨリ頼マレ。惣代トナリテ。世話スル事ヲ受合タル政府ニテ。此勢子ヲスル筈ノ事ニテ。サテ此勢子ヲスルニ付テハ。種々様々ノ制度ヲ立テ。布令ヲ出ス等ノ事ヲナサレバ。世話方行届カヌガ故ニ。人民ト約束シテ憲法ヲ立テ。之ニ從フモノハ賞シ。悖フ者ハ罰スル等ノ事ヲ行フ訳ニテ。是則政府ノ權利ナリ。又人民ハ政府ニ此世話ヲ依頼シタルカラニハ。其約束ヲ守ルノ義務アツテ。之ニ違フノ權ハナキナリ。サレバ人民ノ權利ハ。政府ト相對スル際ニ於テモ亦分限アリ。政府ノ權利モ亦人民ニ對シテハ。分限アル事ニテ其子細ハ本ト政府ハ。人民ヨリ其幸福ヲ保護シ。權利ヲ安全ナラシムル為メノ。世話ヲ頼マレタルヨリ。其世話ヲスル丈ケノ權利ヲ有シ。決シテ人民ノ權ヲ束縛スル程ノ權利ハ在ラザルナリ。シテ其政府ト人民トノ權利ノ。相互ノ分限ハ何ニテ分ルゾト云フニ。則其約束シタル憲法ニ在リ。蓋シ此憲法ハ獨リ政府ノミ人民ノ為メニ之ヲ用フベキニ非ラズ。政府モ又此憲法ノ範圍中ニ存スルモノナリ。故ニ立憲政體ノ國ニシテハ最モ憲法ヲ以テ。政治ノ根柢トシ。然シテ其憲法ハ。亦政治ヲ為ス人ノ權利ヲ制限スルノ具トモナシタルモノト見エタリ。

サテ此憲法ノ中ニ。又小区分アリテ國法・民法・刑法・治罪法・商法・訴訟法トス。サレドモ民法以下ノ五部ヲ統括スルモノ。則國法ニテ。其國法ノ内最モ以テ重ンズル所ハ。民ノ權利ヲ保護シ。天下ノ安全ヲ謀ルニ過ギズ。故ニ人民自ラ我が權利ト。我が天下ノ安全トノ事ニ就テ。宜キヲ制スル法制ヲ定ムル為メ。惣代人ヲ出シテ。評議スルモノヲ立法官トシ。此評議ニ依テ決定シタル法制ニ循ヒ。保護ト安全トノ事ヲ取行フ行政官トシ。若シ人民ノ權利ヲ压制スル事アレバ。之ヲ匡シ。彼ヲ拯ヒ。必ズ法制ニ由ラシムルヲ司法官トス。」

「サレバ政府ヨリ人民ト約束シテ立タル憲法ニ付テ。已レ一人窮屈不便ナリトテ。全国一般安全ノ方術ヲ破テ從ハザル事ハ。決シテ出来ザル事ニテ。倘又約束ノ外ナル事ニテ。政府ヨリ人民ノ權利ヲ束縛スル時ハ。則政府此憲法ヲ破リタルニテ。憲法ヲ破ル政府ハ。政府ニアラズ。故ニ之ヲ相手ニシテ。訴フルモ妨ナシ。」

「故ニ人民ノ權利ノ幅ハ。憲法ニ突当ラヌマデノ間ノ広サニテ。此広サハ已レノ私有ニシテ自由自在ノモノト心得テ可ナリ」

しかしながら、巻下になると、明治藩閥政權肯定・美化論が次のように展開されていくこととなる――。

「其憲法ヲ決定スルハ誰ナルゾト言ヘバ。則亦政府ナリ。故ニ人民ノ開花ノ進歩ニ從テ。憲法モ復タ交換セザルヲ得ズ。何ントナンバ。本ト憲法ハ全国一般ノ勢ヲ測リ時ノ宜キヲ制セザルヲ得ザレバナリ。」

「古今内外共ニ蒙昧野蠻ノ國初ニハ。政府ノ權極テ多ク。開明ノ域ニハ。人民ノ權極テ多キヲ見テモ知ルベシ。」

「今我が國ノ人民ハ。野蠻ト云フニハ非ルベキナレドモ。開明ニハ猶ホ程遠シ。サレバ政府ニハ。十分ニ勉メテ。此人民ヲ開明ニ導クノ勸奨ヲナリサレ得ズ。」

「然ルニ今日政府ノ義務ニ於テ。萬世不易ヲサレ得ザルモノト。一時勸奨ニ出ルモノトノ兩般アリ。不易ノモノトハ。何ゾト云フニ。所謂戸籍ヲ調査シ。租税ヲ收徴シ。陸海軍備ヲ光張シ。訟獄事務ヲ審理スル等ニシテ。其他學校ノ事。水利ノ事。運輸ノ事。開拓ノ事等ヲ始メ。鉄道。電信。鋌山。製作等ノ事ニ至ルマデ。皆是人民勸奨ノ道ニシテ。不朽ノ法ニ非ル事ヲ。今日政府ニテ為ス所以ハ。人民未ダ開明ニ至ラザルガ故ニ。罷ムヲ得ザル事ニテ。迷ヒ見二道ヲ教フルガ如シ。サレバ今時ノ人民ハ。此東西ヲ弁ゼ

ザル。迷見ト同ジ事ナレバ。政府ヨリ教エラル、道筋ヲ歩ム丈ケノ事ハ。勉メザルヲ得ザル事ニテ。若シ其道ヲ教エラル、ヲ氣ニ入ラスト云フテ従ハザレバ。終ニ我家ニ至ル事能ハズシテ。安堵スルノ期ナカル可シ」

「若シ天下ノ人民残ラズ学問ニ志ス様ニナリタラバ。政府ハ唯其要領ノ權ヲ握ルノミニテ。只今ノ如ク立入タル世話ハ為サデ済ム事ナリ」

さらに次のごとく徴兵令肯定・民衆弾圧美化論にまでエスカレートしていき、人民の権利が伸張したからといって、決してこれをおろそかにしてはならない、とまで論ぜられるにいたっているのである。ここにその特質と歴史的限界も見出される。

「故ニ治平ノ時ヨリシテ。兵隊ヲ徵募シ。戦艦ヲ調へ。武器ヲ蓄へ。又其取締ヲ為ス役所ヲ設ケ。役人ヲ置ク等ノ如キ。原ト外ハ。各国ノ軽侮ヲ禦ギ。内ハ凶民ノ暴悍ヲ压制スルガ為メニシテ。是則治安ノ一大眼目ノ事ナレバ。假令如何程。民ノ権利ガ伸タレバトテ。決シテ政府ニ於テ忽ニスベキモノニハ非ルナリ。」

以上を要するに、上流民権、的立場に立つ、この竹中邦香の『民権大意（上・下）』の積極的進歩的意義は、上巻の方にあり、下巻はむしろ明治新政権との一定の思想的妥協の産物であり、徴兵制美化論、民衆弾圧肯定論といわなければならないものであることはまことに残念というほかはない。しかしながら、新政権による、すさまじいばかりの収奪の強化のなかで、自由民権運動の黎明期に、いちちやく人民大衆の進むべき方向として、幕藩制社会への復帰ではなく、人民の「自由」と「民権」・「幸福」と「安全」をはかる立憲政治——政府との契約による——であることを鋭く示した点で、その啓蒙的・開明的役割は決して過少に評価すべきものではなからう、と一面では考えられるのである。

〔Ⅳ〕自由民権運動勃興の社会経済的背景

—明治維新政権による、新しい統一的・近代的、租税収奪の大強行と政商の育成策—
— 1873～1874（明治6～7）年の、この時点において、日本で最初のブルジョア民主主義革命闘争としての自由民権運動が、最初「士族民権」、「上流民権」の形をとるにせよ、なぜ急激に勃興することになったのであろうか。

自由民権運動の思想的源流や系譜、思想史的意義などについては、最近かなり明らかになりつつあるが、その直接的な社会経済史的背景、さらに豪農、豪商、都市インテリ層をはじめ、中小町人や農民、貧農、各分野の職人層、部落住民などを広汎にふくむ「平民民権」、「下流民権」にまで急テンポで発展していった直接的・経済的根拠や思想的要因などが必ずしも統一的に把握されているとはいえないように思われる。

その直接的な原因としては、ガラガラと音を立てて崩壊過程をたどる、権力機構の弱化した幕藩制国家にくらべて、「文明開化」、「殖産興業」政策をとり、「四民平等」をPRする維新政権への庶民の期待と幻想が大きかっただけに、それに反比例して勃興過程をたどる中央集権的国家権力によって、一見新しい「近代的」な統一的租税体系が再編成され、その過酷な収奪が幕藩制社会にまさるとも劣らぬことが明らかになったこと、そればかりでなく、その新しい「官・財癒着」の深化と政商資本の育成ぶりが目にあまるものとなり、もはや黙っておれない状況に到達し、人民の側の抵抗と近代的理論武装の必要が急速に要請されるにいたったことな

どが、まず第一にあげられねばならないであろう。

1. 明治維新政権成立直後の第1期＝困難な「赤字財政」と太政官札の発行、三井、小野、島田、鴻池その他豪商への依存の深化の時期（慶応3年12月～明治1年末）

なにしろ「明治初年の財政は混乱を極めたるものにして、慶應の末年に當り、徳川將軍は政權を朝廷に返上し、京都は政治の中心となれるも、未だ政治機關の組織、就中最必要なる財政上の整理を講ずる暇なくして、鳥羽、伏見の戦争となり、政務と戦亂と交錯して、収拾すべからざる紛亂の景況を呈したり、當時の官軍は朝廷に與したる諸藩の聯合軍にして、其經費は、各藩より支辨し、各藩に屬せざる中央政府の經費は、富豪借入、太政官札發行によりて、僅にこれを支へたるものにして、當時の財政は一言以て之を蓋へば殆んど全く基礎を有せざりしもの」（『明治財政史綱』東洋經濟新報社、1911年刊p.4）であった。げんに慶應3（1867）年12月より明治1（1868）年12月にいたる明治維新政府第1期の歳出合計が3,051万（あるいは3,050万）円（そのうち經常歳出551万円で、陸海軍費101万円が突出し、官内省費、太政官費が各25万円、諸県費2万円、民部省費は903円にとどまっていた。これに対し征討費347万円をふくむ臨時歳出は2,500万円）に達していたのに対し（表1～2㉔㉕参照）、經常歳入はわずか366万円（うち地稅201万円、その他をふくむ租稅收入316万円・表4、5参照）にすぎず、差引約2,600万円におよぶ膨大な赤字が太政官札の發行（2,404万円、歳入の73%）をはじめ、調達借入（384万円、同12%）や外国商社よりの借入（89万円、同3%、表4参照）などに依存していた。

表1 明治維新政権の歳入・歳出額の変遷

年 度	經常歳入	臨時歳入	計	經常歳出	臨時歳出	計
第1期(K3. 12～M1. 12)	3,664,780	29,424,533	33,089,313	5,506,253	24,988,833	30,495,086
第2期(M2. 1～9)	4,666,056	29,772,349	34,438,405	9,360,231	11,425,609	20,785,840
第3期(M2. 10～3. 9)	10,043,628	10,915,871	20,959,499	9,750,004	10,357,669	20,107,673
第4期(M3. 10～4. 9)	15,340,922	6,803,676	22,144,598	12,226,382	7,008,776	19,235,158
第5期(M4. 10～5. 12)	24,422,742	26,022,431	50,445,173	43,474,919	15,255,106	57,730,025
第6期(M6. 1～12)	70,561,688	14,945,557	85,507,245	50,639,552	12,039,049	62,678,601
第7期(M7. 1～12)	71,090,481	2,355,063	73,445,544	60,001,916	22,267,612	82,269,528
第8期(M8. 1～6)	83,080,575	3,240,502	86,321,077	52,842,348	13,292,424	66,134,772
明治8年(M8. 7～9. 6)	63,786,587	5,696,090	69,482,677	56,613,037	12,590,205	69,203,242
明治9年(M9. 7～10. 6)	55,684,997	3,796,039	59,481,036	56,815,326	2,493,630	59,308,956
明治10年(M10. 7～11. 6)	49,967,723	2,370,410	52,338,133	45,253,204	3,175,120	48,428,324
明治11年(M11. 7～12. 6)	53,558,117	8,885,428	62,443,749	56,007,778	4,933,558	60,941,336
明治12年(M12. 7～13. 6)	57,716,323	5,330,681	62,151,751	55,209,482	5,108,096	60,317,578
明治13年(M13. 7～14. 6)	58,036,574	5,330,681	63,367,255	60,297,322	2,843,574	63,140,896
明治14年(M14. 7～15. 6)	66,572,516	14,917,364	81,489,880	65,678,318	5,782,003	71,460,321
明治15年(M15. 7～16. 6)	71,481,906	2,026,521	73,508,427	63,679,792	9,800,875	73,480,667
明治16年(M16. 7～17. 6)	72,160,808	10,946,051	83,106,859	71,440,134	11,666,725	83,106,859
明治17年(M17. 7～18. 6)	72,296,349	4,373,305	76,669,654	70,980,976	5,682,132	76,663,108
明治18年(M18. 7～19. 3)	56,714,591	5,442,244	62,156,835	54,989,628	6,125,685	61,115,313
明治19年(M19. 4～20. 3)	72,182,031	13,144,113	85,326,144	77,594,001	5,629,959	83,223,960
明治20年(M20. 4～21. 3)	75,550,295	10,508,595	86,058,890	72,644,932	6,808,104	79,453,036

（東洋經濟新報社『明治財政史綱』1911年刊、P.190）

表 2 - (a) 歳入累年比較表 (慶応 3 年 12 月 ~ 明治 8 年)

目		第 1 期 (K 3. 12 ~ M 1. 12)	第 2 期 (M 2. 1 ~ 9)	第 3 期 (M 2. 10 ~ 3. 9)	第 4 期 (M 3. 10 ~ 4. 9)	第 5 期 (M 4. 10 ~ 5. 12)	第 6 期 (M 6)	第 7 期 (M 7)	第 8 期 (M 8. 1 ~ 6)
經常歳入	地 租	2,009,013	3,335,963	8,218,969	11,340,983	20,051,917	60,604,242	59,412,428	67,717,946
	海 関 税	720,866	502,817	648,453	1,071,630	1,331,560	1,685,974	498,257	1,038,103
	開 市 港 場 諸 税	101,733	94,003	155,647	142,654	33,644	136,968	76,569	45,535
	運 上 冥 加 等 諸 雜 税	324,776	446,530	103,684	213,376	188,544	422,726	1,204,175	1,450,288
	其 地 諸 収 入	508,392	267,217	916,874	2,572,279	2,817,077	7,711,696	9,899,052	12,828,702
	小 計	3,664,780	4,666,055	10,043,627	15,340,922	24,422,742	70,561,687	71,090,481	83,080,574
臨時歳入	紙 幣 発 行	24,037,389	23,962,610	5,354,512	2,145,487	17,825,444	-	-	-
	公 債 及 借 入 金	4,732,482	911,500	4,782,400	1,000	252,773	10,833,600	-	-
	其 他 諸 収 入	654,662	4,898,238	778,959	4,657,188	7,944,193	4,071,957	-	-
	小 計	29,424,533	29,772,348	10,915,871	6,803,675	26,022,430	14,945,557	2,355,062	3,240,502
合 計	33,089,313	34,438,404	20,959,499	22,144,597	50,445,172	85,507,244	73,445,543	86,321,077	

表 2 - (b) 歳出累年比較表 (慶応 3 年 12 月 ~ 明治 8 年)

目		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
經常歳出	太 政 官	250,931	11,412	13,403	11,831	398,643	697,450	653,211	223,477
	神 祇 官 教 務 省	2,817	15,260	5,683	9,807	132,796	-	-	-
	民 部 省	903	66,418	62,505	25,007	-	-	-	-
	外 務 省	111,670	111,551	42,803	27,571	205,292	170,000	165,955	69,899
	大 藏 省	34,714	186,915	54,652	78,756	1,036,762	1,412,115	760,155	373,007
	文 部 省 及 学 校 (病 院)	57,709	103,481	123,612	144,964	571,641	1,300,000	1,330,348	869,741
	文 部 省	-	-	-	121,798	709,942	5,527,516	281,851	146,186
	司 法 省 (彈 正 台)	3,346	45,935	44,633	61,532	464,835	900,000	883,787	259,365
	宮 内 省	249,594	384,954	554,231	513,801	912,753	742,578	775,035	443,836
	驛 遞 費	-	-	-	18,756	85,932	-	377,171	329,592
	陸 軍 費	1,008,120	11,347,561	1,355,831	3,195,155	7,346,649	8,000,000	8,673,708	3,443,965
	陣 營 建 設 費	-	-	-	-	352,698	-	51,681	144,714
	海 軍 費	(陸軍に合算)	(陸軍に合算)	(陸軍に合算)	(陸軍に合算)	1,767,499	2,500,972	1,685,237	1,433,713
	軍 艦 買 入 代	30,000	147,000	-	-	101,543	-	-	6,031,414
	諸 県 禄	22,289	227,678	135,825	60,211	5,222,535	5,959,445	6,788,218	3,065,181
	家 他 諸 費	294,965	1,606,922	1,691,911	1,779,741	15,307,063	16,981,477	24,750,323	24,880,065
	其 他 諸 費	3,439,195	5,105,143	5,664,914	6,177,452	7,858,335	6,448,577	12,825,248	14,745,300
小 計	5,506,253	9,360,230	9,750,003	12,226,382	42,474,918	50,639,552	60,001,916	52,842,347	
臨時歳出	征 討 費	3,474,328	1,512,643	350,360	95,389	3,637	82,404	3,229,878	1,474,504
	石 高 割 貸 付 金	9,145,761	3,588,500	-	-	-	-	-	-
	勤 業 貸 付 金	9,011,518	918,680	661,678	835,873	1,665,224	86,899	523,275	1,685,370
	舊 幕 外 国 負 債 償 還	545,936	42,500	-	178,990	3,080,391	142,580	28,939	24,518
	鉄 道 建 設 費	-	-	1,561,490	958,774	1,936,317	2,146,928	1,782,642	425,162
	其 他	2,821,289	5,363,286	7,784,141	4,939,749	8,569,536	48,180,791	54,437,183	39,232,794
小 計	24,998,832	11,425,609	10,357,669	7,008,775	15,255,105	12,039,048	22,267,611	13,292,424	
合 計	30,505,085	20,785,839	20,107,672	19,235,157	57,730,023	62,678,600	82,269,528	66,134,772	

(備考) 以上の計数は明治12年大藏卿大隈重信の組織八期間決算報告書に依據 (『明治財政史綱』 P.105~107より)

表3 明治新政権の經常歳入および臨時歳入額

	經常及び臨時歳入						合計
	地 租	酒 造 税	海 関 税	官業収入 (郵便 電信を含む)	借入金 (公債及紙 幣発行を含む)	其 他	
第1期	2,009,014	—	720,867	—	28,769,871	1,589,561	33,089,313
第2期	3,355,964	—	502,817	33,523	24,874,110	6,671,991	34,438,405
第3期	8,218,969	—	648,453	37,848	10,136,912	1,917,317	20,959,499
第4期	11,340,983	—	1,071,631	119,554	2,145,487	7,466,943	22,144,598
第5期	20,051,917	—	1,331,560	161,924	17,925,444	11,074,328	50,445,173
第6期	60,604,242	—	1,685,975	2,091,397	10,833,600	10,292,031	85,507,245
第7期	59,412,429	—	1,498,257	2,175,934	—	10,358,882	73,445,544
第8期	67,717,947	—	1,038,104	3,056,407	—	14,513,619	86,321,077
明治8年	50,345,328	2,555,595	1,718,733	3,664,940	—	11,196,081	69,482,677
明治9年	43,023,426	1,911,639	1,988,668	4,485,760	—	8,071,543	59,481,036
明治10年	39,450,551	3,050,318	2,358,654	2,625,193	—	4,826,417	52,338,133
明治11年	40,454,714	5,100,063	2,351,635	2,773,031	—	11,764,306	62,443,749
明治12年	42,112,648	6,463,893	2,691,205	3,057,350	—	5,826,655	62,151,751
明治13年	42,346,181	5,511,335	2,624,177	3,939,323	—	8,946,239	63,367,255
明治14年	43,274,031	10,646,163	2,569,662	4,088,634	—	10,911,390	71,489,880
明治15年	43,342,188	16,329,624	2,613,029	3,616,988	—	7,606,598	73,508,427
明治16年	43,537,649	13,490,730	2,681,321	4,159,271	—	19,237,888	83,106,859
明治17年	43,425,996	14,068,133	2,750,165	4,593,191	2,000,000	9,832,169	76,669,654
明治18年	43,033,679	1,053,465	2,085,249	4,137,648	3,066,205	8,780,589	62,156,835
明治19年	43,282,477	11,743,7	2,989,685	4,911,750	9,187,832	13,210,623	85,326,144
明治20年	42,152,171	13,069,808	4,135,652	6,713,879	6,048,725	16,040,839	88,161,074

(前掲『明治財政史綱』P.193~194)

だが一方、臨時歳出として石高割貸付金915万円、^(ママ)勸業貸付金901万円などがはやくも投資されていたのが注目される(表2⑥参照)。しかも明治1~2年は凶作で「東北地方は殊に甚だしく」「貨幣制度の紛糾、物価の変動等は更らに益々其窮困を甚だしくし」(前掲書、P.40)ていた。

また「維新の始めよりして税目表に上り居る者は甚だ多く、而して是等は皆多く封建時代の小成物、雑役其他舊時代の種々の賦課金を繼承したるに出づるものにして、其の種類より見れば、頗る多敷多様にして、千五六百種の多きを數」えるにいたっていた。しかし、「明治に入りて是等の諸税は漸次整理せられ、地租以外の雑税の基礎を成すに至」った。そのうちとくに「重要な地位を占めたるものは酒税」であった。そもそも徳川時代において、「當初は元禄年間の如き、将た安永、寛政年間の改正の如き、主として酒類に禁止的課税を命じ、其營業をして嚴重なる特許免許を強要し其戸數、醸造高に干涉を加へ」ていた。「天保年間に至りて稍々酒税たるの形體を具し、石數を標準として課税する方法を定め、造石高百石に付税金三分とし、酒造業者に對しては、營業鑑札を下して、其造石高を制限し、其他營業の取締に就ても亦規定する處」があった。しかし、「租税としては重要な一財源を構成するに至らず、依然^(ママ)小物成と稱して収納せしに止ま」っていた。「明治元年五月會計官布達を以て酒造規則五ヶ條を定め、一時冥加高百石には二十兩と為せり、是れを維新後酒造税に關する規定の嚆矢と為す、同年八月更らに酒造の冥加金を減じ、百石に付拾兩とし、同年十一月關東諸県は酒造濁酒造百

石に付五両の冥加金を定められたり」(前掲、P.85~86)という状態であった。

2. はやくも「三千四百余万円の剰余金を生じた第2期、ならびに新政権の財政的基礎が固まりはじめた第3期=由利財政から大隈財政への転換の時期(明治2年1月~同3年9月)。

維新政府財政の第2期(明治2年1月~9月)から第4期(明治3年10月~同4年9月)にかけてはやくも「歳計緊縮時代」に入り、第2期においては、征討費が半減(151万円)されたのをはじめ臨時歳出が全体として2分の1以下(1,143万円)に減少したかわりに、経常歳出では陸海軍費が激増し(ただし表2⑥の数字はミスプリで、154万円とみられる)、家禄費も増大して小計936万円となったが、歳出合計としては2,079万円にとどまった。これに対し歳入合計は3,444万円にふえ、「差引千四百万円の剰余を生じたるは頗る注目すべき現象」(同P.101)であった。しかしながら、経常歳入はあいかわらず467万円(うち地稅收入336万円)にすぎず、若干減少したとはいいながら太政官札発行(2,396万円)や調達借入(81万円)、外国商社よりの借入(10万円)など臨時歳入にやはり大きく依存していた(表4参照)。それでも「諸貸金返納」として450万円もの臨時収入があったのは新政権の一応の安定をはやくもしめすものといえた。なおこの年、「財政の整理」が強行され、「官舎、営繕等の制を定め、諸官庁の経費を概定し、諸藩石高割貸付金を中止する」と同時に、「一般の経費を節減し、又勸業資金の如きも減削して回収」(同、P・101)がはかられた。また1月に出納司規則が制定、2月に造幣局が設立され、7月には官制改革によって会計官が廃止され、大蔵省が創設されるにいたった。しかし、6月に「版籍奉還がおこなわれたにもかかわらず、政府の直轄地を除く各藩の財政はなお依然『旧慣二仍』り中央政府からは独立していた」。そこで、「維新政府は、漸次各藩の財政の自主制をしいに制限して、これを中央の統制下におく措置をとっていった」(高橋誠『明治財政史研究』青木書店刊、P.23)のである。

由利公正は、「明治二年二月に会計官を辞め、翌月商法司は廃止され、かわって通商司を拠点とする大隈財政が開始」された。

したがって「大隈財政は、まず第一に外国資本の要求に答える財政でなければならなかった」。それは、「合理的な幣制統一を実現し新しい流通機構を編成するための財政であることが要請された。と同時に、由利財政が依拠した前期の商人資本を基礎としてこれに寄生する重商主義的政策を排し、これにかわるべき産業資本の急速な成立をうながすような財政として成立」させねばならなかった。そのためには、「民間資本の自生的発展を気長に待つのではなく、政府みずから膨大な資金を運用していわゆる殖産興業政策を強力に展開し、上からの産業資本の育成を積極的に行うことも辞さないといういき方が必要とされた。そういう方向をめざして大隈財政はスタートした」。ここに大隈財政の積極性ととも大きな問題(その大衆取奪・本源的蓄積策と政商育成策など)がみられた。

「大隈財政は一般に、近代的財政制度の基礎を樹立した財政であり、産業資本育成の財政であったといわれる。それは一言でいうならば、日本資本主義の本源的蓄積をすすめる財政であったといえることができる」であろう。

「同年六月の太政官布告によれば、通商司は外国貿易の発展を第一目標とする政府機関であり、その他経済全般にわたる広範な権限をもつものであった。その権限は、具体的には、物価の安定と貨幣流通および通商貿易を管理し、商社・両替屋を設立し、また海運業・保険業を創設するという、商品流通機構の編成と金融機関の設立とを目的とする経済発展の全般になう

表4 歳入一覽表

科 目	第 1 期 (自慶応3年12月 至明治元年12月)			第 2 期 (自明治2年1月 至同 年9月)			第 3 期 (自明治2年10月 至同 3年9月)			第 4 期 (自明治3年10月 至同 4年9月)		
	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比
経 常 歳 入		円	%		円	%		円	%		円	%
租 税 及 官 有 財 産 取 入		3,157,309	9.54	4,399,316	12.8	9,323,965	44.5	9,323,965	44.5	12,852,033	58.0	
租 税 及 官 有 財 産 取 入		50,193	0.2	83,355	0.2	110,152	0.5	110,152	0.5	329,043	1.5	
租 税 及 官 有 財 産 取 入		332,755	1.01	127,687	0.4	489,280	2.3	489,280	2.3	1,792,925	8.1	
租 税 及 官 有 財 産 取 入		124,521	0.4	55,697	0.1	120,229	0.6	120,229	0.6	366,919	1.7	
経 常 歳 入 合 計	不	3,664,780	11.1	4,666,055	13.5	10,043,627	47.9	10,043,627	47.9	15,340,922	69.3	
臨 時 歳 入												
臨 時 歳 入		24,037,389	72.6	23,962,610	69.6	5,354,512	25.5	5,354,512	25.5	2,145,487	9.7	
臨 時 歳 入		3,838,107	11.6	811,000	2.3	4,782,400	22.8	4,782,400	22.8	—	—	
臨 時 歳 入		894,375	2.7	100,500	0.3	98,451	0.5	98,451	0.5	3,995,600	18.0	
臨 時 歳 入		—	—	4,496,597	13.1	680,508	3.3	680,508	3.3	662,588	3.0	
臨 時 歳 入 合 計	詳	29,424,533	88.9	29,772,348	86.5	10,915,871	52.1	10,915,871	52.1	6,803,675	30.7	
歳 入 総 計		33,089,313	100.0	34,438,404	100.0	20,959,499	100.0	20,959,499	100.0	22,144,597	100.0	

科 目	第 5 期 (自明治4年10月 至同 5年12月)			第 6 期 (自明治6年1月 至同 年12月)			第 7 期 (自明治7年1月 至同 年12月)			第 8 期 (自明治8年1月 至同 年6月)			
	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	
経 常 歳 入		円	%		円	%		円	%		円	%	
租 税 及 官 有 財 産 取 入		21,845,102	43.3	65,014,693	76.0	54,548,589	61.4	65,303,269	88.9	44,096,948	55.6	76,528,960	88.6
租 税 及 官 有 財 産 取 入		441,844	0.9	4,225,531	4.9	1,068,113	1.2	3,095,385	4.2	462,584	0.6	4,826,817	5.6
租 税 及 官 有 財 産 取 入		1,533,698	3.0	641,627	0.8	36,000	0.0	2,431,838	3.3	3,332,234	4.2	1,382,141	1.6
租 税 及 官 有 財 産 取 入		602,097	1.2	679,835	0.8	—	—	259,987	0.4	—	—	342,655	0.4
経 常 歳 入 合 計	不	24,422,742	48.4	70,561,687	82.5	55,642,702	62.6	71,090,481	96.8	47,891,766	60.4	83,080,574	96.2
臨 時 歳 入													
臨 時 歳 入		(a)17,825,444	35.4	—	—	(内訳不詳)	—	—	—	(内訳不詳)	—	—	—
臨 時 歳 入		—	—	10,833,600	12.7	1,091,876	1.5	1,091,876	1.5	—	—	1,051,350	1.2
臨 時 歳 入		5,199,632	10.3	1,085,027	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
臨 時 歳 入		2,997,354	5.9	3,026,930	3.5	1,263,186	1.7	1,263,186	1.7	—	—	2,189,152	2.6
臨 時 歳 入 合 計	詳	26,022,430	51.6	14,945,557	17.5	3,715,070	4.2	2,355,062	3.2	10,837,620	13.6	3,240,502	3.8
前 年 歳 入 総 計		50,445,172	100.0	85,507,244	100.0	88,867,636	100.0	73,445,543	100.0	79,332,239	100.0	86,321,077	100.0

(a) 大蔵省兌換証券発行6,800,000円、開拓使兌換証券発行2,500,000円、新紙幣発行8,525,444円 (大蔵省主税局資料「明治・大正・昭和 国の歳入一覽」1952年刊による。以下同じ)

表 5 經常歳入のうちの租税及び印紙収入一覽表

科 目	第 1 期 (自慶応3年12月 至明治元年12月)			第 2 期 (自明治2年1月 至同 年9月)			第 3 期 (自明治2年10月 至同 3年9月)			第 4 期 (自明治3年10月 至同 4年9月)		
	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比
地 租		2,009,013	63.7	3,355,963	76.3	8,218,969	88.1	11,340,983	88.3			
地 價		101,733	3.2	94,003	2.1	155,647	1.7	142,654	1.1			
運 賃												
運 河		324,776	10.3	446,530	10.2	95,223	1.0	29,522	0.2			
運 船		918	0.0			103,684	1.1	213,376	1.7			
内 務												
海 防												
總 計		2,436,442	77.2	3,896,498	88.6	8,675,511	93.0	11,780,403	91.7			
		720,866	22.8	502,817	11.4	648,453	7.0	1,071,630	8.3			
		3,157,309	100.0	4,399,316	100.0	9,323,965	100.0	12,852,033	100.0			

科 目	第 5 期 (自明治4年10月 至同 5年12月)			第 6 期 (自明治6年1月 至同 年12月)			第 7 期 (自明治7年1月 至同 年12月)			第 8 期 (自明治8年1月 至同 年12月)		
	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比	予 算 額	決 算 額	百 分 比
地 租		20,051,917	91.8	60,604,242	93.2	59,412,428	91.0	67,717,946	88.5			
地 價								2,949,839	3.8			
運 賃								64,163	0.1			
運 河								44,492	0.1			
運 船								45,535	0.1			
内 務		33,644	0.1	136,968	0.2	76,569	0.1	1,310,380	1.7			
海 防		16,207	0.1	961,030	1.5	1,683,529	2.6	395,315	0.5			
總 計		17,960	0.1	319,302	0.5	291,878	0.4	599,970	0.8			
		103,279	0.5	88,886	0.1	188,071	0.3	236,227	0.3			
								17,128	0.0			
		7,802	0.0	35,176	0.1	40,770	0.1	12,336	0.0			
								74,925	0.1			
								52,575	0.1			
								96,578	0.1			
								36,409	0.0			
								6,224	0.0			
								6,296	0.0			
								1,450,288	1.9			
								61,744	0.1			
								312,477	0.4			
								75,490,856	98.6			
								1,038,103	1.4			
								76,528,980	100.0			
								54,548,589	100.0			
								65,303,269	100.0			
								44,096,948	100.0			

表6 維新政権の主要財政支出の変遷

年次	国債費	紙幣鎖却費	軍事費	行政費	計
第1期(K3.12~M1.12)	—	—	1,059,798	29,445,288	30,505,086
第2期(M2.1~9)	—	—	1,547,966	19,237,874	20,785,840
第3期(M2.10~3.9)	—	—	1,500,174	18,607,497	20,107,671
第4期(M3.10~4.9)	439,337	—	3,252,967	15,272,854	18,975,158
第5期(M4.10~5.12)	439,337	—	9,568,391	47,722,297	57,730,025
第6期(M6.1~12)	2,996,039	—	9,688,067	59,682,562	72,366,668
第7期(M7.1~12)	3,254,140	—	10,527,884	68,487,504	82,269,528
第8期(M8.1~6)	1,593,084	—	6,805,332	57,736,356	66,134,772
明治8年(M8.7~9.6)	4,645,302	—	9,785,579	54,772,361	69,203,242
明治9年(M9.7~10.6)	4,950,797	—	10,329,827	44,028,332	59,308,956
明治10年(M10.7~11.6)	16,774,928	—	9,203,452	22,449,944	48,428,324
明治11年(M11.7~12.6)	19,473,951	7,166,186	9,232,265	25,146,810	61,019,218
明治12年(M12.7~13.6)	19,749,653	2,000,000	10,825,395	30,887,002	63,462,050
明治13年(M13.7~14.6)	19,448,907	2,000,000	11,166,000	27,318,600	59,933,507
明治14年(M14.7~15.6)	20,471,849	7,000,000	11,172,954	29,929,192	68,573,995
明治15年(M15.7~16.6)	20,114,961	3,300,000	11,767,564	38,298,142	73,480,667
明治16年(M16.7~17.6)	25,318,303	3,340,000	12,985,253	38,820,951	80,464,507
明治17年(M17.7~18.6)	17,220,926	4,970,000	13,812,012	39,979,624	75,982,562
明治18年(M18.7~19.3)	10,202,267	3,517,500	12,240,895	30,659,613	56,620,275
明治19年(M19.4~20.3)	24,090,611	—	20,940,394	29,658,009	74,689,014
明治20年(M20.4~21.3)	21,419,690	—	24,052,047	34,215,778	79,387,515

(前掲書P.192~193より)

ものであった。しかもこれは、『貿易ハ内外人民和親条約ノ今日ニ至ル時ハ互ニ有無相通ジ、物価平均、貨財融通シ、富強ヲ興起スル大本ニ候間、此局ヲ盛大ナラシメ、内外貨物金銀一切ノ権利ヲ我ニ掌握スルヲ以テ本旨トス。故ニ本末軽重大小ヲ叮嚀ニ熟議シ、厳密ニ前途ノ目的ヲ建、違乱ナキヲ以証トス』と、その職掌にうたわれているように、前記の広範な権限を遂行するために、通商貿易を経営する通商会社とその活動資金を供給する為替会社を設立し、その活動によって『内外貨物、金銀一切の権利』をわが商人の手に掌握すること、つまり居留地貿易によらない直取引によって商権をわが国に回復し、よって経済的集中をはかるという至大の使命を負わされていた。

「このように、早熟的な重商主義的方向をもつ明治政府の財政として位置づけられる大隈財政は、当然に、強力な中央集権の体制のもとで、産業開発と海外貿易の発展、そしてそれを実現するための東アジアへの侵略とを不可分のものとして成立せざるをえなかった。

まずこの財政は、維新政権が必然的にならざるをえなかった旧幕藩経済を一応の基礎とし、それを資本主義的に変革していく財政として機能することが要請された。このため大隈財政にあっては、貨幣経済の進展に対応するための統一的な貨幣・金融制度の確立と、近代財政に照応するための地租改正や藩債処分、秩禄処分にみられるような財政的基礎の確立が緊急課題とされた。

この課題を、大隈財政は『上からの変革』というコースにおいて果そうとした。それが、国家権力による直接的資本投下と特権政商資本に対する特恵的資金援助という形をとったことは

周知のことである。

だが、そうしたコースは、必然的に自由民権派が主張するような国家統一の方向とは完全に矛盾対立するものであった」といえよう。(中村尚美『大隈財政の研究』P.10～23)

第3期の明治2(1869)年10月からは、新政府(大隈財政)による財政年度が改正され、以降2年間、10月から翌年9月末までに変更された。この第3期の経常歳出は975万円、臨時歳出が1,036万円(そのうち鉄道建設費156万円がはじめて計上)で、歳出合計は前期より若干減少して2,011万円となったのに反し、経常歳入が2倍以上にふえ1,004万円(そのうち地稅収入822万円)となり、歳入合計の約半分を占めるまでに増大をとげ(歳入合計2,096万円)、新政権の財政的基礎がようやく固まりはじめたことをしめした。これは注目にあたいするところで、これと対照的に臨時歳入への依存がへり、第1～2期にくらべて約3分の1に減少をとげ(1,092万円)、紙幣(民部省札)発行も535万円、外国商社よりの借入金(ロンドンでの9分利付100万ポンド外貨債発行)も478万円となった(表4参照)。経常歳入の増加したのは、各地兵乱の鎮定により「租稅徵收の効果を現じると、石代の最高度にありたるによるもの」(前掲『明治財政史綱』P.102)で、新政権による収奪機構が確立されつつあることを物語るものであった。

3. 軍制改革＝兵馬の実権掌握と廃藩置県断行による財政の再編強化、積極的財政への轉換の第4～第5期(明治3年10月～5年12月)

第4期(明治3年10月～同4年9月)に入ると、経常歳入が1,534万円(そのうち地稅収入1,134万円、表4、5参照)へと、第1期の4倍に増大したのにくらべ、臨時歳入への依存は4分の1にまでへらすことができ(紙幣発行215万円をふくめ、計680万円)、歳入合計は第3期をオーバーして2,214万円となり、歳出合計1,924万円をはるかに上まわるにいたった(もっとも経常歳出の陸海軍費が2.5倍増して320万円、臨時歳出の旧幕府外国債償還が18万円に増大しているが、表2⑥参照)。こうして経常歳入によって歳出合計がほぼまかなえるのが間近いところまできた。つまり、「明治初年の困難は第四期に至り漸く緩和し、財政略ぼ整理の緒に就きたるものといふべし、是れ事情の漸く困難の域を經過し、臨時諸費を要するもの少きに至りたると、一方には租稅制度の整理に伴ふて、経常歳入の漸次増加せる結果」(同P.102)によるものであった。

これとともに、「同三年十月、専ら英人を雇聘し、或は留學生を欧米各国に派し、或は軍艦に托して練習せしむる等、銳意人材の養成」(同P.20)に力がそそがれるにいたり、「十二月皇族、華族、及舊官人以下の祿制を定め、稟米を以て支給するに依り、各其采邑を返還せしめ、又た社寺の所領に對しても、其現域地を除くの他、凡て之れを返納せしめ、更らに社寺祿制を定め、以て稟米を支給する」(同、P.69)こととなった。

さらに、「山県有朋、西郷従道、兵制調査のため、歐洲を巡歴し、明治三年八月歸朝するや、軍制改革に任じ、其翌四年、薩・長・土の三藩の兵を東京に召集して、御親兵となしたり、これ今日の近衛兵の濫觴」であった。ついで「各藩の兵を解散し、更に東京、東北(仙台)、大阪、鎮西(熊本)の四鎮台を置き、且要地に分營を設け、各藩より鎮台兵を召集したり、是れ明治政府の直轄の下に、有力なる陸軍を見たるの初にして、兵馬の実権は、是に初めて統一に歸する」(同P.19)にいたったのである。

こうして、「御親兵と四年四月設置の鎮台兵を従えた中央政府は、四年六月の内閣改造によ

り公卿・諸侯を排除して、西郷・木戸・板垣・大隈が参議として中枢に位置して、七月十四日廢藩置県を断行」していった。「ここではもはやかつての版籍奉還におけるがごとき、有力四藩主の力は必要としない。地方割拠・士族反動の拠点と目された諸藩は、一片の布告をもって廢絶され、代って新しく政府が任命した府知事県令が、各府県に配置され、中央統一政府下の地方支配体制が整備されたのである。

廢藩置県をもって統一政権の樹立に成功した中央政府は、急速に高揚してきた全国的な農民一揆と外国資本の圧力に直面して、急ぎみずからの経済的基礎を確立することの必要に迫られていた。ここにおいて、富国強兵を名とする開明的な一連の政策が登場することになる」（内藤正中前掲書、P.11）わけである。

要するに、明治4（1871）年7月の廢藩置県を契機に、新政権による財政の収奪機構の再編強化、一定の近代化、と積極的財政政策への転換がはじまり、第5期（明治4年10月～同5年12月）から第7期（明治7年1月～12月）にかけて再び「歳計膨張の最急激なる時期」（同、P.191）を迎えることとなるのである。この第5期に歳出合計はいっきょに前期の3倍となり5,773万円に達し、増大のいちじるしかった経常歳出も4,247万円に達し、そのうちでも家禄の1,531万円をトップに陸軍費が735万円、各県の設立による諸県費が522万円、海軍費が176万円、大蔵省費が104万円、陣営建設費が35万円、軍艦購入費が10万円等々におよび、軍事力がいちじるしく強化されていった（表5によると、第1期の106万円が、第3期150万円、第4期325万円へ、さらに第5期には957万円へと軍事費が突出していったのがわかる）。

なお、明治5（1872）年6月には品川・横浜間、9月には東京・横浜間の鉄道が開通したが、臨時歳出としては旧幕外債償還308万円、鉄道建設費194万円、勸業貸付金167万円などが支出された。経常歳入も2,442万円（そのうち地租収入2,005万円）へと増大をしめしたが、一方この時期を転換点として積極的な財政支出政策により、再び膨大な赤字財政となり、ここにおいて大蔵省兌換証券680万円、開拓使兌換証券250万円、新紙幣853万円などが発行され、臨時歳入2,602万円で補填されることとなった（表4）。つまり「此期に於て歳出俄かに多きを致し、巨額の紙幣発行を見たる理由は、明治四年七月廢藩の後、諸道新に各県を設立し、行政の區域、大に擴張され諸廳の經費著しく増加したると、又歳入にあっては、當時地方の事務、紛雜を極め、廢藩地方の事務を本期中に結了せしもの甚少く、加之歳入の大部分を占むる地租は石代の下落の為に著しく其収入を減じたるが為なり、此の如くにして第五期に於る歳計は稍異數の不權衡を來した」（前掲『明治財政史綱』P.102～103）わけだったのである。

こうして、明治5（1872）年2月に兵部省が廢止され、陸海両省が創設され、徴兵制が発足をみた。ここにおいて、国民弾圧と対外侵略のための「軍政の面目一新し、封建的軍隊一變して、国民平等、必任義務の國民的陸軍」（同、P.19）が形式的に生れるにいたった。

「同年十月、官制を改め、海軍條例を發布して、事務の統一を計れり、帝國海軍の規模の稍備りたるは此時にして、而かも當時其數鋼鐵艦二艘、鐵骨木皮艦一艘、其他木製艦を合わせて僅に十七隻にして排水噸數一萬三千八百十二噸」（同、P.19）であったといわれる。

また、「各官省の經費は第一期に於ては百六十七萬圓、第二期に於て二百四十萬圓、第三期及第四期に於ては多少増加せしも、尚三百萬圓を超えざりしが、廢藩置県以後、第五期に至りては、俄然増加して、四百五十一萬圓となる」にいたった。「地方政費の如きも、明治政府の管轄に属したるものは、第一期より第四期に至る迄は、其額少きは百万圓以下、多きも百六十

万円を超えたることなかりしが、第五期に至りて、俄然七八百萬圓に増加する」にいたった。「是れ皆行政機關の統一整頓に伴ふ經費の増加」(同、P.20)にほかならなかつたのである(なお表6によつて、行政費支出の変遷をみると、第1期2,945万円であつたのが、第2～4期は減少をとげ、1,527万円にまでへつたが、第5期から一転して4,772万円へと3倍増し、民衆支配機構がいちじるしく再編強化されていったことがわかる)。

それにしても、表1のとおり第1期の歳出合計(A)が3,050万円であつたのに対して經常歳入(B)の方は、わずか366万円(そのうち地租201万円)にすぎず、インフレを招く膨大な太政官札の発行(2,403万円)によつてその赤字をまかなわなければならず、第2期でも(A)2,079万円に対し、(B)が467万円(うち地税366万円)にとどまつたのに対し、第3期では(A)2,011万円に対し(B)が1,004万円(地税823万円)を占めるまでにふえ、ついで第4期になると、(A)1,924万円に対し(B)は1,534万円(地税1,134万円)を占めるまでに財政状態がいちじるしく改善されたことは注目にあたいすることであつた。それだけに、このことは、新政権による、新政権のための、新しい租税体系がようやく整備・樹立され、¹⁾近代的、中央集権的に統一されて、ついに幕藩制社会にまさるとも劣らぬ国民収奪とそのメカニズムが再編・強化されていったことを示すものにほかならなかつたのである。

4. 「地租改正を中心とする社会的収奪、物納の金納化の統一による財政の基礎確立」=膨大な黒字財政へ転換の第6期(明治6年)

さらに第6期(明治6年1月～12月)に入ると、明治藩閥政権は6月に「見込会計表」を発表し、いわば²⁾予算制度の導入、をはかり、7月には「地租改正条例」を布告し、12月には「金庫出納順序」を制定した。

これについて、前掲『明治財政史綱』も、「明治財政の大進歩」として次のように記している――。

「第一期より第五期に至る迄は、歳計に豫算なく、臨時必要に應じて収支せられしものなりしが、第六期即明治六年七月に至りて、初めて豫算を見るに至りたり。此期即明治六年一月より十二月に至る収支豫算を見るに、歳出總計四千六百六十萬圓、之に對する經常歳入四千七百萬圓、即ち經常歳入を以て此時始めて歳出の全部を支辨するを得て、又紙幣發行を要せざるの豫算を立つるを得るに至りしは、明治財政の大進歩と云はざるべからず。

然れども此時の豫算は初めての豫算なる丈決算と對照して著しく齟齬を免れず、即經常歳入四千七百萬圓を算せしも、決算に於ては、七千萬圓を収入し、殆んど二千三百餘萬圓の豫算超過を示し、臨時歳入に於ても決算千四百餘萬圓を計上し、豫算に對し千二百萬圓を超過し、總體に於て歳入三千五百萬圓を超過したり、又歳出に於ても經常豫算四千二百萬圓に對して、決算五千萬圓を計上し、臨時豫算四百五十萬圓に對して決算千二百萬圓を計上し、歳出總額に於て千六百萬圓の超過を示したり。此の如く齟齬を來したる原因は、歳入に於ては地租に於て決算石代の豫算石代より高價なりしと地租の事務漸く整理し、前期以來の滞納を収入するもの多額に上り、地租のみにて千九百三十六萬圓の豫算超過を示したり。又臨時歳入に於ては、豫算外の外國新公債受入千八百三十餘萬圓等ありしによる、歳出の方面に於て決算額の増加は豫算外の臨時収入ありしたため、臨時歳出として新に鐵道の工事を起したる等を初めとし、其他何れも豫期せざる支出の増加したるに基きたるものとす」(P.103～104)。

また「見込会計表」発表の内幕についても、次のように興味深いエピソードがなまなましく

記されている——。

「明治六年六月會計法の沿革上に最著名なる一事實の發生を見たり。政府見込會計表の發表是なり。蓋し此發表は先到大藏太輔井上馨同三等出仕澁澤榮一、二氏の財政整理に關する建議を動機としてあらはれしものなり。

抑も明治五、六年の頃に於ては官制未整備せず、各省の権限明確ならず、故に各省の事務は、長官其人の手腕如何により伸縮するの景況にして、殊に大藏省の如きは明治の人材多く此に集りたるを以て、其權力頗る強大、従て其事務も大に擴張され、一時は今日の内務、農商務、逓信諸省及會計検査院の所管事務をも包含したるの觀ありき、當時井上太輔は、明治三年より六年の間大藏省中重要な地位を占め、殊に大藏卿大久保利通欧米巡回中は大藏卿代理の資格を以て此事務を専決せり、此くて漸く政府部内に反對者を生じ、參議兼司法卿江藤新平の如き最反對の地位に立てり、此に於て井上大藏太輔の意見往住廟議に容れられず、明治六年五月七日澁澤榮一と共に、政府の財政に關する一大建議を為し、次て袂を連ねて官を辭せり、此建議の主意は、要するに民力を休養して國民の富強を計り、一般の政務は國庫歳入の力に應じて漸を以て之を擴張すべく、出入平衡を失して維新の大業中途にして蹉跎するの憂なからしむべしといふに在り、且全國歳入の總額を四千萬圓、歳出を五千萬圓、歳入不足一千萬圓、其他負債一億三千万圓の巨額に上れりとし、大に財政の悲境を明白にし、經費の緊縮を痛論せり、此建議は素より廟議の容る、所とならず、直に却下せられたりと雖、此建議の洩れて横濱日新眞事誌に掲載せらる、や世人をして政府の會計危殆なりとの疑惑を抱かしめ、朝野の議論大に沸騰するに至れり、此に於てか政府は其信用を維持せんがため、歳計概算を公にするの必要に迫り、初めて歳入出見込會計表を公布し、世人をして其疑を解かしめん事を務めたり、此見込會計表の公布あるや、世人亦政府會計の融かなるを信ずるに至り、政府の之を公にせし目的は之に達するを得たり。

右の見込會計表は一年間の出入を概算せるに止り、所謂豫算の性質を有せず、太政大臣の達文にも只心得の爲めとありて命令の意を示さず、然れども一度此會計表の公布あるや、政府は是によりて會計事務の處理上に少なからぬ便宜を得、爾後毎年此表を調成公布の習慣となり、遂に變遷して眞正の豫算を見るに至れり、要するに此見込會計表の公布は會計法規の發達上至大の影響を及ぼしたるものにして、且之を欧米諸國に就て考ふるも、立憲政體の國にあらずして會計を公示するもの未だ會て之れあらず、當時既に我國に於て之を公布せるは誠に進歩せる處置と云ふべし。

明治六年十二月金庫出納順序を定む、其要領は専ら収入金額と經費との區別を判明にし、出納を登記する計簿の規定を定め、計簿の整理は諸官省及使は每一ヶ月、地方は每三ヶ月に之を行ひ、又各官庁より翌年一年の費用を概算して毎年十一月十五日を期して之を大藏省に送致せしめ、大藏省は之に續いて經費を豫算し、之を太政官に具進する者とせり、此出納順序は頗る簡單にして全文僅に十一ヶ條により成れりと雖も、他日會計法制定の基礎は實に此に置かれたる者と云ふべし」(P.179~181)。

また市街宅地や旧藩城廓内の士族邸地に対する地租賦課、賣買市価による沽券税の徴収などについても、次のように書いている——。

「六年市街地及舊藩城廓内士族邸地に地租を賦課するの必要を認め、賣買市價に従ひて、沽券税を徴収することに決し、此議を京都府、大阪府、神奈川縣に指令すると共に、従来租額は、

検地、検見、石盛等を以て土地の廣狹、肥瘠、豊凶を斟酌し、石高を標準として賦課し、稍々公平を得たりと雖、其他の諸税諸費亦た一つに石高に課し、地券税法を施行するに方り障害少なからざりしを以て同年六月斷然田畑石高の稱を廢し、凡て段別を以て換用すべきことを命じ、租税諸公費悉く反別に割當て之れを收入すべきことを府県に令せり、次で畑租として徴収せる大豆納、其他畑産物の貢租を凡て米納に變更したりしに、従来畑作を本業とせる地方の米納は特に運輸に非常の不便を來たせるを以て、石代納を要求するもの漸く増加せり。仍て、田租の如き舊慣遽かに變更し難きものを除くの外、全部石代納を許可するに至れり」(P.70~71)。

5. 第1期(慶應3年12月~明治1年12月)から第7期(明治7年)にいたる、明治新政権の大衆収奪の再編・強化と財政的基礎の確立、弾圧機構の近代的整備

以上のようにして、明治新政権による税収奪はいちじるしく強化され、酒類税の決算額などは表5のとおり第5期(明治4年10月~明治5年12月)では1万6,207円(税収の0.1%)にすぎなかったにもかかわらず、第6期=明治6(1873)年には約90倍、96万1,030円(同1.5%)へと激増をとげ、第7期=明治7(1874)年には168万3,529円(2.6%)へ、そして第8期(明治8年1月~6月?)には131万380円(1.7%)へと、みるみる増大していった。

そればかりでなく、明治藩閥政権が誕生したばかりの第1期(慶應3年12月~明治1年12月)の地税は表5のごとく200万9,000円(税収入の64%)を占めるにすぎなかったのが、やがて第4期(明治3年10月~4年9月)には5倍以上の1,134万983円(同88%)へと増大、第5期(明治4年10月~5年12月)には2,005万1,917円(92%)へ、さらに地租改正条例の布告(明治6年7月28日)など、「地租改正を中心とする社会的収奪、物納の金納化の統一による財政の基礎の確立」(住谷悦治『日本経済学史』ミネルヴァ書房1958年刊、P.46~47)をみた第6期(明治6年1月~12月)には地租が6,060万4,242円(税収入の93%、最高)へとすさまじい激増ぶりをしめし、自由民権運動が開始された明治7(1874)年には若干減少して5,941万2,428円(91%)となったけれども、翌8年には6,771万7,946円(88.5%)へと史上最高に到達したのである(表5参照)。

こうした強行的大収奪によって、第6期の明治6(1873)年は予想以上の税収入となり、歳出予算4,660万円に対し、歳出決算額は6,268万円(あるいは7,237万円)におよび、歳入など予算額4,874万円(表4)に対し歳入実績は8,551万円(うち地租収入6,060万円をふくむ經常収入のみで7,056万円)にまで達した。こうして巧妙な「財政危機PR作戦」が大きな功を奏し、新政権の財政的物質的基盤はいっきよに確立されていったのである。だが、第7期=明治7(1874)年は歳入合計7,345万円(うち地租収入5,941万円をふくむ經常収入が7,109万円)で97%を占めるにいたる)に対して、歳出合計は史上最高の8,227万円(經常歳出も史上最高の6,000万円)におよび、一時的に「赤字財政」となったが、「歳出の齟齬は、予算外の秩禄奉還資金に於て、七百六十万円を増加し、佐賀の変、台湾征討の事ありて、予算外に陸海軍費を増加したる等を主な原因」(前掲P.104)とするものであった。なお、「『土佐の三菱』が『日本の三菱』へ脱皮したのは、いうまでもなく明治七年の『征台の役』であった。それは、政府の軍事力が当時きわめて不完全であるのに乗じて、三菱がその兵員ならびに軍需品輸送について補完的機能を果すことによって『政商』へ脱皮する契機をこの事変でつかんだからである」

(中村尚美『大隈財政の研究』P.65)。

やがて第8期＝明治8年(1875)年には、歳入合計が8,632万円に達し、歳出合計の6,613万円(うち家禄費2,488万円、軍艦購入費603万円、陸軍費344万円、諸県費307万円、勸業貸付金169万円、征討費169万円、その他)を大きくひきはなし、膨大な黒字＝超均衡・国民大収奪財政となっていたのである。

こうした明治藩閥政権による統一かつ近代的、な租税体系による収奪の強化が、広汎な民衆はいうまでもなく、旧士族や豪農・豪商・都市インテリ層までも自由民権運動にかりたてる大きな社会経済的背景となり、官・財癒着、と政商の育成策がそれに一層の拍車をかけた、と考えられるのである。この点についてはきわめて重要なので、今後もっと究明していきたいと思う。

〈追記〉本稿は、大阪産業大学産業研究所の1986年度特別研究費による研究成果の一端で、東京大学明治新聞雑誌文庫をはじめ、大蔵省や三井文庫その他に史料関係で大変お世話になったことを厚く感謝したい。